

## 議案第 68 号

清水町立清水幼稚園保育料等徴収条例を廃止する条例の制定  
について

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定  
について議会の議決を求める。

令和元年 9 月 10 日提出

清水町長 阿 部 一 男

清水町立清水幼稚園保育料等徴収条例を廃止する条例

清水町立清水幼稚園保育料等徴収条例（昭和 57 年清水町条例第 16  
号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前までに行われた保育に係る保育料については、  
なお従前の例による。